TiFOSO ティフォーゾ

第22号
発行日 2011.7.1

震災対応の金融制度

目次:

このたび発生した東日本大震災において直接及び間接に被害を受けた中小企業者を対象として、既存の融資制度に加えて新しく内容を拡充した長期で低金利の制度『東日本大震災復興特別貸付』及び『東日本大震災復興緊急保証』が平成23年5月23日より開始しています。ここでは、主に間接的に被害があった場合の金融制度を抜粋して紹介させていただきます。

まず、この融資制度の対象となっている「間接被害」とは、

[A]間接被害者

(1)直接被害事業者･原発事故警戒区域等内の事業者との取引割合が20%以上であり、かつ、

(2)次のいずれかに該当する

①借入申込後3ヶ月の売上額(受注額)が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる

②借入申込直前2ヶ月の売上額(受注額)が前年同期に比して10%以上減少した

[B]二次被害者

震災の影響により売上等が減少している中小企業者(風評被害等を受けた場合を含む)。

の２通りに分類されています。この分類により融資条件は異なりますが、融資限度額は4,800万円～3億円、返済期間は8年～15年、利率はH23.6.7現在の基準金利である年1.65%～2.15%から最大で0.5%の引き下げ措置といった内容です。

申し込みに当たっては、取引先の罹災証明や被害証明書が必要となります。申込み手順や提出先、記載内容などの事務手続きが複雑な部分もありますのでお気軽に当事務所までご相談ください。

『東日本大震災復興特別貸付』の概要として、日本政策金融公庫の中小企業事業融資･国民事業融資取扱い分を記載した中小企業庁の資料と商工中金発行の資料を同封しましたので参考にしてください。

当事務所でも、義援金を集めるチャレンジをネット上で行っております。有名アスリートも利用するJustGivingJapanを通して、CIVIC FORCEという災害支援団体に対して寄付を行います。まだ義援金を行っていない方、どこにすればよいか迷っている方などがありましたら、当事務所のチャレンジを応援してください！義援金はここからお願いします→ http://justgiving.jp/c/5648

JustGiving Japan

会計　証憑書類について

証憑書類とは、取引成立を証拠付ける書面の総称で企業に存在するすべての書類が証憑書類となります。全ての取引には、必ず何らかの証憑書類があり、会計記録の取引の実在性をこれらにより確認することができます。この証憑書類には外部で作成された領収書·請求書等と会社内部で作成されたレジシートや各種帳簿類があります。

① 外部証拠

売買契約書、納品書、請求書、見積書、仕様書、領収書、パンフレット、取扱説明書、不動産物件説明書、登記簿謄本など

② 内部証拠

稟議書、固定資産台帳、原価計算書、日報、取締役会議事録、会計帳簿、小切手控、支払手形控、履歴書、出勤簿、一人別源泉徴収簿、社会保険関係書類など

日常の取引で、現金による少額の支払いや慶弔費や交通費などで、領収書が受領し難い場合や受領できない場合には、実際に支払をした当事者が「支払証明書」または「交通費精算書」等を作成し証憑書類とします。これらの証憑書類は、内部証拠のうち企業内部で作成し企業内部のみに流通する証憑ですが、日常の取引の過程でその都度作成された書面は、刑事訴訟法第323条により証拠力を有します。従って、支払証明書や旅行精算書等には、具体的に詳しく記述することが大切です。例えば、電車賃やタクシー代であれば、摘要欄に乗車区間を記入しておきます。そうすれば、電車には運賃表があり、タクシー代なら走行距離から金額を合理的に計算でき説明できるからです。また、これらの文書に上司や責任者の承認印を押印すれば、内部統制の面でも役に立ちます。

証憑書類の管理方法は、証憑書類に一連の番号を付けて会計伝票に記入しておくことです。もちろん証憑書類は、番号を基準に整理しておきます。そうしておけば、何らかの理由で証憑書類を見たいときにすぐに探し出せて便利です。また、証憑書類の内容·種類によって区別して保存します。一般的には、現金·預金·売上·仕入のように、取引を自社の実態に合わせ、分かりやすいように分類·区分し、それに合せて証憑書類を保存する方法があります。ファイルやフォルダを年度や分類別に色分けしておくと、探しやすくなって便利です。

具体例を以下に紹介します。

◎現金の出納関係は、市販のノートやスクラップブックに貼り付ける。貼付ける時に右下をスタートとして左上で終わるように順にそって貼り付ける。証憑書類に番号を付ける際、番号は①からスタートして1カ月が終われば、翌月はまた番号①からスタートさせる。

◎売上·仕入は、月単位に市販のファイルに表紙を付けて綴じ込む。

このように、証憑書類を残しておけば帳簿に立証性を備えることができ税務調査の際にも対応できますのでしっかりと保存するようにしてください。

税務　欠損金の繰越について

　欠損金とは、会計上と税務上で解釈が異なります。

　会計上の欠損金とは、利益剰余金（利益の留保額）がマイナスである場合のことを言い、これがマイナスであるということは、会社の資本金を食いつぶしてしまっているということになります。

　税務上の欠損金とは、事業年度の税法上の課税所得がマイナスの場合を言います。ここでは税務上の欠損金について説明します。

　税務上の欠損金とは､その事業年度の所得計算において益金よりも損金のほうが多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます。欠損金の繰越控除は､過去の事業年度において生じた欠損金を翌事業年度以降に繰り越し､その事業年度の所得から控除する制度です。

　この制度を適用するには次の一定の要件を満たす必要があります。

　■ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金であること

　■　欠損金が生じた事業年度後､繰越控除を利用する事業年度まで継続して確定申告書を提出していること

　繰越欠損金は欠損事業年度の翌事業年度以後7年間控除することができ､右図のように各年順次行われることになっています。

●具体例

　下図のように平成16年3月期に650万円､平成18年3月期に160万円の欠損が生じた場合の繰越控除について見てみます。

（単位：万円）

	控除前所得	繰越控除額	翌期繰越欠損金
H16年3月	△ 650	－	△ 650
H17年3月	80	△ 80	△ 570
H18年3月	△ 160	－	△ 730
H19年3月	80	△ 80	△ 650
H20年3月	180	△ 180	△ 470
H21年3月	90	△ 90	△ 380
H22年3月	130	△ 130	△ 250
H23年3月	30	△ 30	△ 160
H24年3月	40	△ 40	△ 120
H25年3月	140	△ 120	0

欠損金発生（H16年3月）
欠損金発生（H18年3月）
250－30＝220 ではない事に留意

　前年度以前から繰り越された欠損金は､その年度の黒字所得から控除することができます。控除しきれなかった欠損金の合計額は翌期以降に繰り越します。

　ただし､繰越控除が認められるのは7年間ですので､この例の場合H23年3月期から翌期に繰越す欠損金額は、H18年3月期に生じていた欠損金160万円が限度になります。H16年3月期に生じた欠損金650万円は､7年間で合計590万円の繰越控除を受け残り60万円は切り捨てとなります。

　なお､個人事業者についてはこの繰越期間が3年間となっていますので間違えないようご注意ください。

　欠損金があるうちは､欠損金の範囲内で利益が出ても税金がかかることはありませんので､7年間のうちに利益を出して､業績を上げていきましょう。

❄システムお役立ち講座❄

通常、売上高には季節的な変動があり、単純に前年同月または前年同期の比較をしただけでは、季節的変動を考慮していないため、ミスリードしてしまうおそれがあります。

この季節的影響を除去し、自社の売上高を把握するためにグラフ化したものが「Zチャート」です。

①FX2フルメニューの「F 41全社業績の問合せ」を開きます。②年月の指定を行った後、③調べたい項目→(部門名→)勘定科目名と順にダブルクリックしていくと3つめの画面が開きます。④この画面で「Zチャート」タブを選択して下さい。

この各月発生の金額とZチャートを１枚にまとめて印刷できます。⑤画面右上の「印刷開始」を押して下さい。以下の帳票が出力されます。

Zチャートの見方については、各月発生の線は毎月の業績の推移、累計額の線は最初の月を起点とした月ごとの累計、移動合計の線は各月から過去1年間の合計(年計)をあらわし、この3本の線は必ず2点でつながり、「Z」の形になります。

移動合計が右肩上がりになっていれば、傾向的に売上高が増加していることを示しています。逆に右肩下がりになっていれば傾向的に売上高が減少していることを示しています。

経営支援型税理士事務所を目指す

中原雄一税理士事務所

532-0002
大阪府大阪市淀川区東三国１－１－２　マルシンビル２Ｆ
電 話　06-4807-7333　FAX　06-4807-7330
e-tax-nakahara@tkcnf.or.jp
http://k-a-kakushin.tkcnf.com/